

iFreeETF

iFreeETF 米ドル・ベア(1倍)

追加型投信/海外/その他資産(通貨、投資信託証券(債券))/ETF/インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

照会先



ホームページ
<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00~17:00(営業日のみ)
0120-106212

受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

三井住友信託銀行株式会社

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- 本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
追加型	海外	その他資産 (通貨、投資信託 証券(債券))	ETF	インデックス型	その他資産 (為替予約取引、 投資信託証券 (債券 一般))	年2回	北米	ファミリー ファンド	その他 (ブルームバーグ 米ドルペア(日本円) インデックス)

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

委託会社の情報(2025年11月末現在)

委託会社名	大和アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	414億24百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	39兆363億15百万円

- 本文書により行なう「iFreeETF 米ドル・ペア(1倍)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年2月12日に関東財務局長に提出しており、2026年2月28日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。

◇TKM0354620260302◇

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をブルームバーグ米ドルベア(日本円)インデックスの変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をブルームバーグ米ドルベア(日本円)インデックス(以下「対象指数」といいます。)の変動率に一致させることを目的として外国為替予約取引を行なうとともに、短期国債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券に投資します。

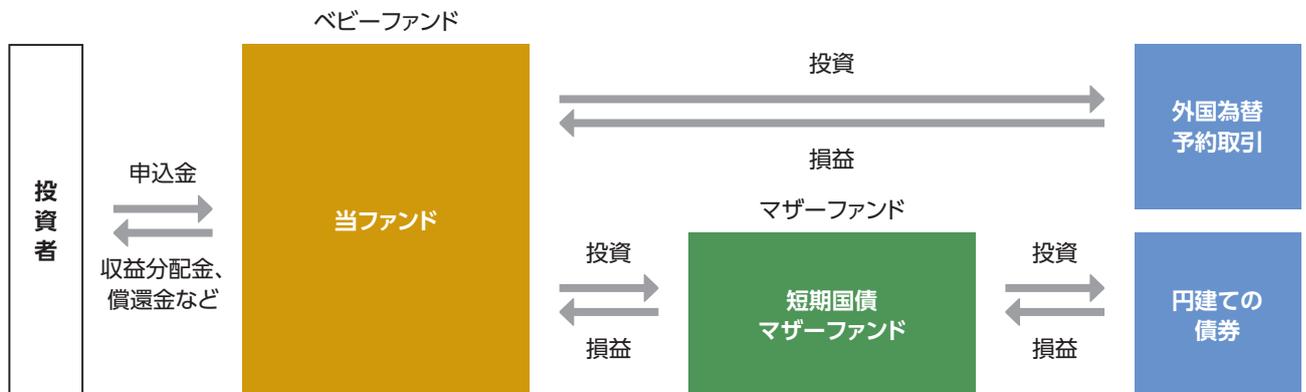
ブルームバーグ米ドルベア(日本円)インデックスについて

ブルームバーグ米ドルベア(日本円)インデックスは、日本円に対する米ドルの動きに連動した投資パフォーマンス(円高米ドル安の場合プラスリターン)を捉えることを目的とします。当インデックスは、ブルームバーグ日本短期国債(0-3か月)インデックスのリターンと、為替フォワードレートに基づく金利差およびスポット為替変動を反映したリターンを組み合わせることにより算出されます。2014年12月30日を起算日(1,000ポイント)とし、指数値の算出と公表は日次で行なわれます。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、当ファンドは、マザーファンドへの投資のほか、日本円買い/米ドル売りの為替予約取引を行ないます。



- 日本円買い/米ドル売りの為替予約取引の予約金額が、原則として、信託財産の純資産総額と同程度になるように調整を行ないます。
- 運用の効率化をはかるため、日本円買い/米ドル売りの為替予約取引の予約金額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ファンドの目的・特色

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2

受益権は、東京証券取引所に上場されます。

- 取引所における売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。
- 当ファンドは、東京証券取引所の定義するレバレッジ・インバース型商品には該当しません。

3

追加設定は、現金により行ないます。

- 追加設定は5,000口以上100口単位となります。

4

解約請求により換金を行なうことができます。

- 受益権をもって有価証券と交換することはできません。
- 換金は5,000口以上100口単位となります。

5

毎年2月4日および8月4日に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2026年8月4日までとします。

〈分配方針〉

- 原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および運用管理費用(信託報酬)等を控除した額の全額について分配します。ただし、分配額がゼロとなる場合があります。
- 収益分配金は、名義登録受益者(計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者)に対して支払われます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使等により取得したものに限りません。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

「Bloomberg®」およびブルームバーグ米ドルペア(日本円)インデックスは、Bloomberg Finance L.P. および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、大和アセットマネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは大和アセットマネジメント株式会社とは提携しておらず、また、当ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

外国為替予約取引の利用に伴うリスク (為替変動リスク・信用リスク)	外国為替予約とは、将来あらかじめ定めた条件(時期、金額、為替レート等)で通貨の売買を行なう契約のことをいいます。外国為替予約は、当該通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。買建てた通貨が売建てた通貨に対して下落した場合には損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、取引の相手方の債務不履行により損失が発生することがあり、この場合基準価額が下落する要因となります。
公社債の価格変動 (価格変動リスク・信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 「ブルームバーグ米ドルベア(日本円)インデックス」に内在する性質に関する注意点
対象指数とする「ブルームバーグ米ドルベア(日本円)インデックス」は日本円に対する米ドルの動きに連動した投資パフォーマンス(円高米ドル安の場合プラスリターン)を捉えることを目的としています。日本円買い/米ドル売りの為替予約取引の数量調整を月次で行なうため、複数月以上の計算期間では、日本円に対する米ドルの動き(円高米ドル安の場合プラスリターン)の「1倍」とはならず、計算上、差が生じます。この差は当該期間中の日本円に対する米ドルの動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があります。一般的に日本円に対する米ドルの動きが一定の範囲内で上昇・下落を繰り返した場合に、マイナスの方向に差が生じ、対象指数は逡減する可能性が高くなります。また、一般に、当該期間が長くなればなるほどその差が大きくなり、対象指数の逡減が強まる性質を持ちます。
- 当ファンドは、東京証券取引所の定義するレバレッジ・インバース型商品には該当しませんが、インバース型商品に類似した値動きをする高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。長期に保有する場合、日本円に対する米ドルの動きに比べて基準価額が大幅に値下がりすることがあるため、そのことについてご理解いただける方に適しています。
- 当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスクの管理体制

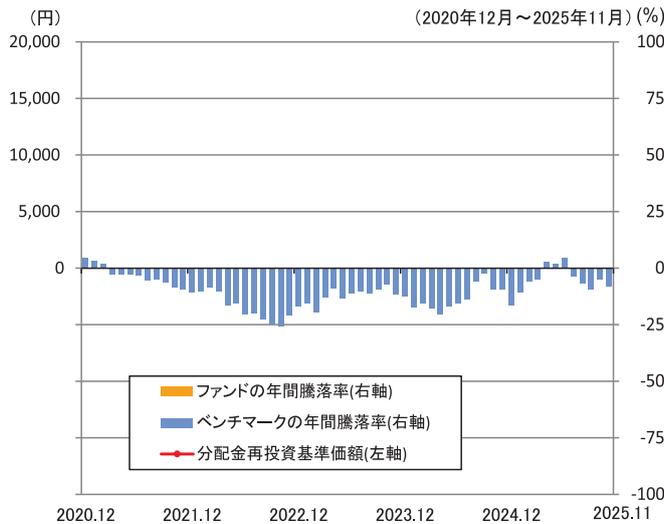
- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

投資リスク

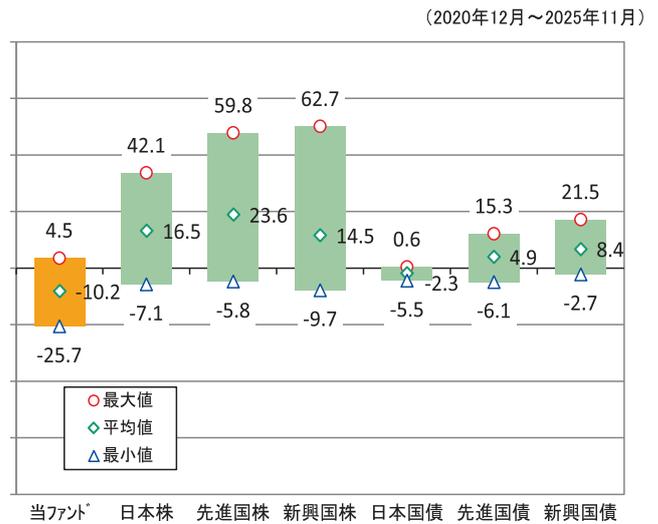
参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

資産クラスの指数について

日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。(https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、2026年3月2日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

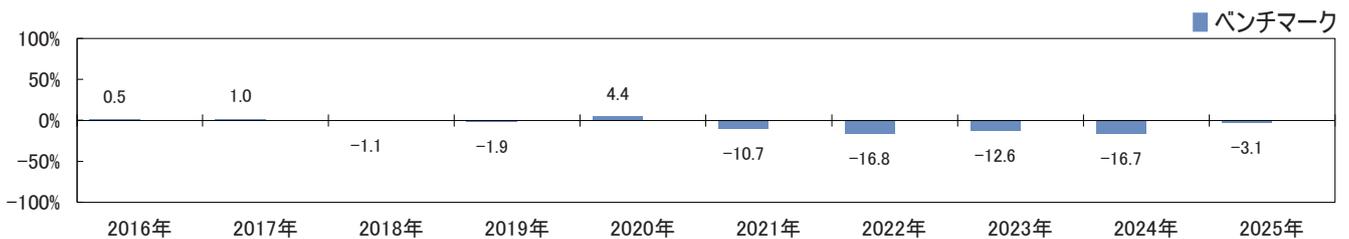
分配の推移

当ファンドは、2026年3月2日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、2026年3月2日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移



- ・上記は当ファンドのベンチマーク(ブルームバーグ米ドルペア(日本円)インデックス)の騰落率です。ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
- ・2025年は11月28日までの騰落率を表しています。
- ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

追加的記載事項

基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として運用を行いません。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・為替予約取引の建玉の合計額が必ずしも純資産総額の1倍と同額にならないこと
- ・為替予約取引をロールオーバーする過程における約定価格および取引タイミングの差
- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組み入れない場合があること
- ・運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- ・為替予約売買時の売買価格と指数算出時の価格における価格の不一致
- ・債券売買時の売買価格と指数算出時の価格における価格の不一致
- ・指数の算出に使用する債券価格と基準価額の算出に使用する債券価格の不一致
- ・指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・為替予約、債券の最小取引単位の影響
- ・為替予約および債券の流動性低下時における売買の影響
- ・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

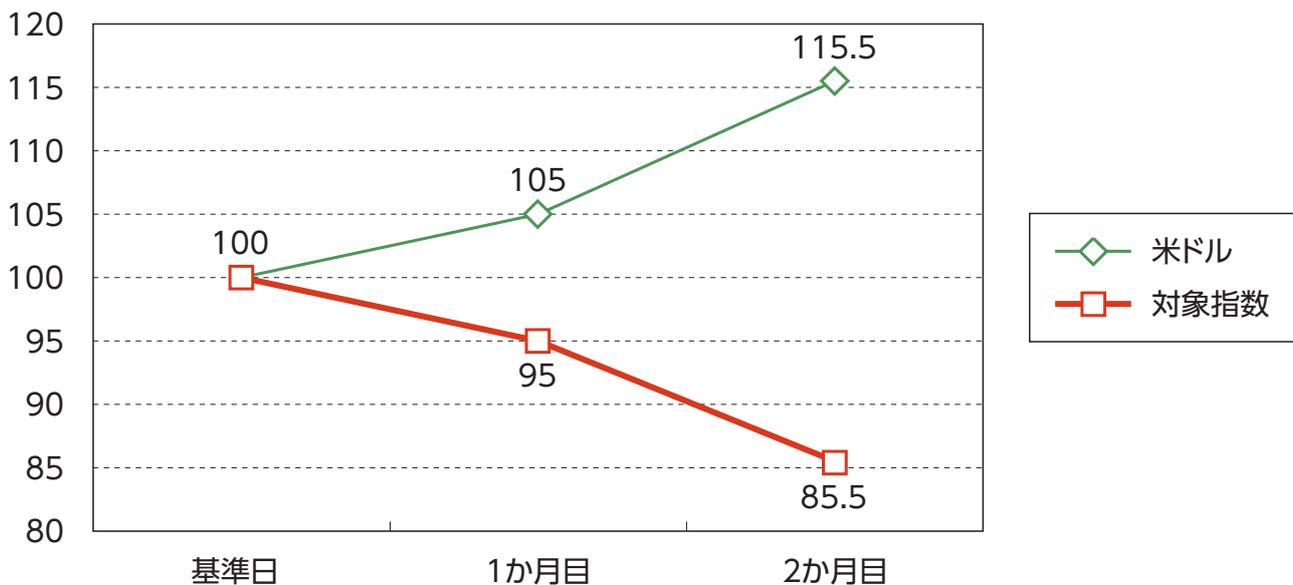
追加的記載事項

対象指数の値動きについて

- 「対象指数」は日本円買い／米ドル売りの為替予約取引の数量調整を月次で行ないます。そのため、複数月以上の計算期間では、変動率に差が生じます。

[例1]日本円に対する米ドルの為替レート(以下「米ドル」といいます。)が1か月目に5%上昇し、2か月目に10%上昇した場合

	基準日	1か月目 (前月比)	2か月目 (前月比)	2か月目と 基準日の 比較
米ドル	100	105	115.5	15.50%
対象指数	100	95	85.5	-14.50%



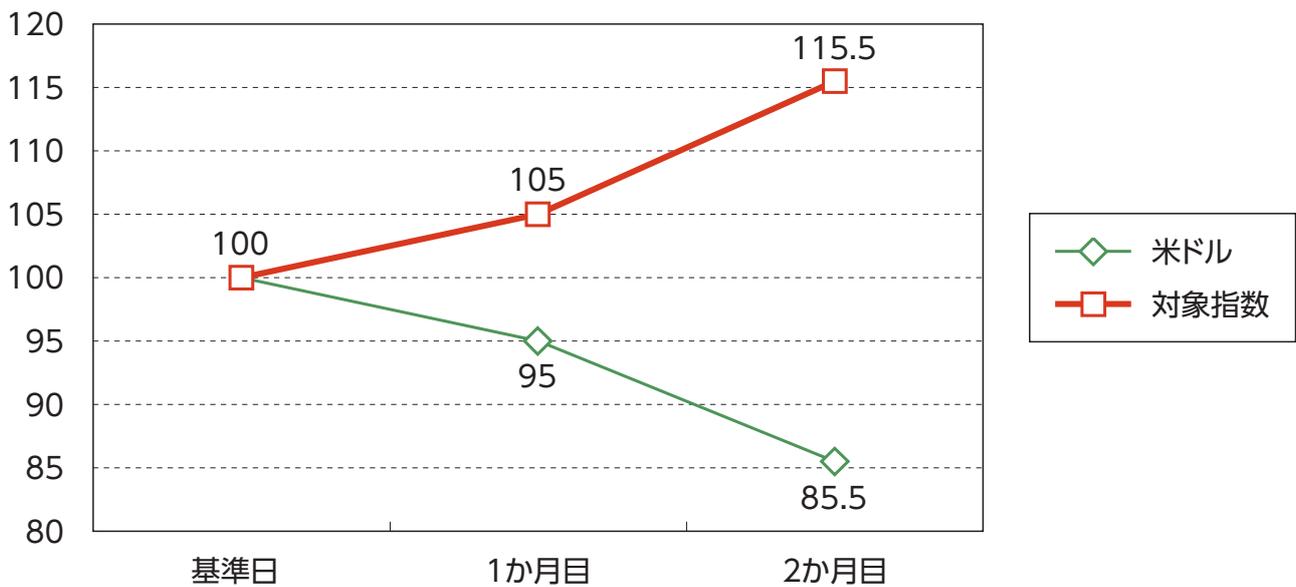
- 「2か月目」と「基準日」とを比較し、
対象指数の値動きは $(85.5 - 100) \div 100 = -14.5\%$ であり、
米ドルの値動き $(115.5 - 100) \div 100 = 15.5\%$ の-1倍とはなっていません。

※上記は、対象指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

追加的記載事項

[例2]米ドルが1か月目に5%下落し、2か月目に10%下落した場合

	基準日	1か月目 (前月比)	2か月目 (前月比)	2か月目と 基準日の 比較
米ドル	100	95 -5%	85.5 -10%	-14.50%
対象指数	100	105 5%	115.5 10%	15.50%



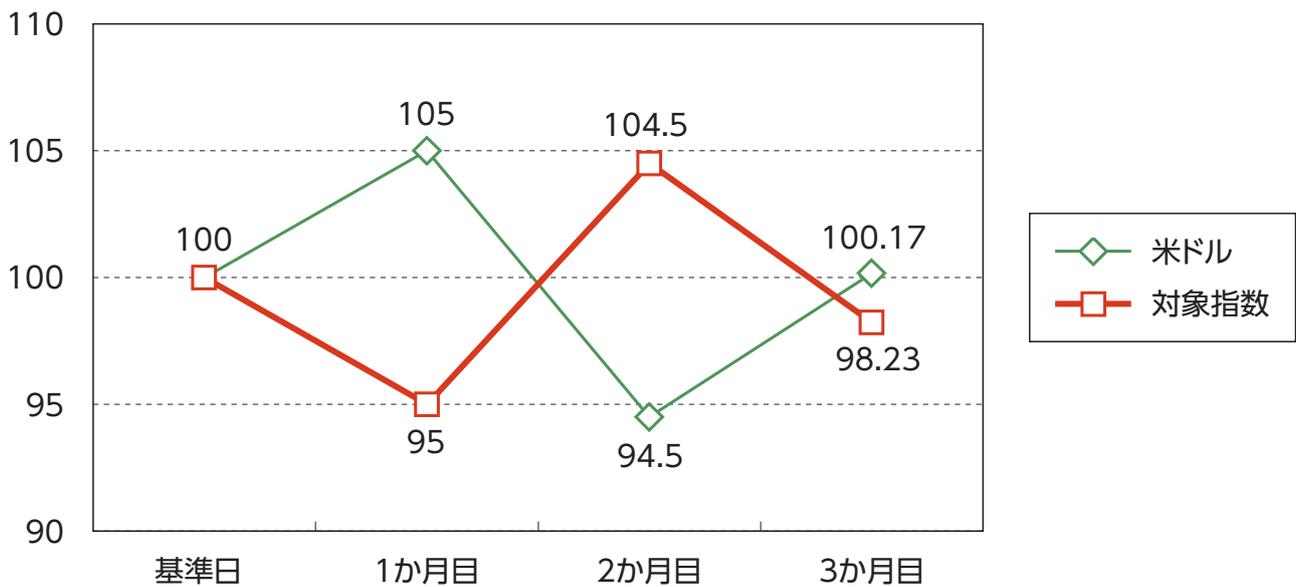
- 「2か月目」と「基準日」とを比較し、
対象指数の値動きは $(115.5 - 100) \div 100 = 15.5\%$ であり、
米ドルの値動き $(85.5 - 100) \div 100 = -14.5\%$ の-1倍とはなっていません。

※上記は、対象指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

追加的記載事項

[例3]米ドルが1か月目に5%上昇し、2か月目に10%下落し、3か月目に6%上昇した場合

	基準日	1か月目 (前月比)		2か月目 (前月比)		3か月目 (前月比)		3か月目と 基準日の 比較
米ドル	100	105	5%	94.5	-10%	100.17	6%	0.17%
対象指数	100	95	-5%	104.5	10%	98.23	-6%	-1.77%



- 「3か月目」と「基準日」とを比較し、
対象指数の値動きは $(98.23 - 100) \div 100 = -1.77\%$ であり、
米ドルの値動き $(100.17 - 100) \div 100 = 0.17\%$ の-1倍とはなっていません。

※上記は、対象指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時

購入単位	5,000口以上100口単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(100口当たりの価額で表示されます。)
購入方法	追加設定は現金により行ないます。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

換金時

換金単位	5,000口以上100口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(100口当たりの価額で表示されます。)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

申込について

申込締切時間	委託会社が別に定める時限まで
申込受付中止日	<p>〈購入申込の受付の停止〉</p> <p>※原則として、次の1.または2.に該当する場合は、受益権の購入申込の受付を停止します。</p> <p>なお、1.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)2. 前1.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>〈換金申込の受付の停止〉</p> <p>※原則として、次の1.または2.に該当する場合は、受益権の換金申込の受付を停止します。</p> <p>なお、1.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の換金申込を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)2. 前1.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

手続・手数料等

購入の申込期間	2026年3月2日から2027年4月27日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込の受付を中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込を取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込の受付を中止すること、すでに受け付けた購入の申込を取消すことがあります。

その他

信託期間	無期限(2026年3月2日当初設定)
繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ●委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・当初設定日から3年を経過した日以降において、受益権の口数が150万口を下ることとなった場合または信託財産の純資産総額が30億円を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年2月4日および8月4日 (注)第1計算期間は、2026年8月4日までとします。
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ(https://www.daiwa-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	—
課税関係	<p>課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISAの対象ではありません。</p> <p>※2025年11月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購入時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
換金時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.154%(税抜0.14%)以内 (提出日現在は、 年率0.154%(税抜0.14%))	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.12%
	受託会社	年率0.02%
その他の費用・ 手数料	(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただけます。 ● 受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 <p>※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.012%を乗じて得た額(ただし、年間132.5万円を下回る場合は年間132.5万円)となります。</p> <p>※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・追加上場料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。上記の配分は提出日現在の配分であり、今後変更されることがあります。

(注2) 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
売却時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 売却時の差益(譲渡益)に対して20.315%
換金時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金時の差益(譲渡益)に対して20.315%
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 収益分配金に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。